回診用Ｘ線撮影装置保守点検業務委託要領

回診用Ｘ線撮影装置保守点検業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１　契約書第１条に定める委託業務のうち、定期点検に係る事項

（１）実施回数（事前に、保守点検実施計画書を提出すること。）

年１回

（２）点検整備項目

対象の器械が正常、適正に機能するために必要な項目とする。

（３）実施における注意事項

ア 実施日時については、前もって当該器械の使用担当者と協議の上、原則として土、日曜日及び休日を除いた日の午前８時３０分から午後５時１５分の間に行うものとする。

イ　実施に当たっては、委託者の業務に支障のないように注意しなければならない。

（４）点検に係る費用

点検に必要な消耗品等の材料費は、委託料に含まれるものとする。

第２　契約書第１条に定める委託業務のうち、オンコール修理等に係る事項

（１） 技術員の優先的派遣等

委託期間内において当該器械に故障又は損傷が生じ、委託者が修理を依頼したときは、優先的に技術員を派遣し、速やかに必要な修理を行わなければならない。

（２）修理費用

前号の修理に要した費用は、委託料に含まれるものとする。ただし、消耗品は除く。

第３　交換部品代金の扱い

（１）本体に関する保証

交換部品代については、委託料に含まれるものとする。ただし、消耗品（フィルム、記録メディア及びＦＰＤバッテリー）及び特定消耗品（モニター）は除く。

（２）フラットパネルディテクタ（ＦＰＤ）に関する保証

自然故障については、年間１回までは全額保証。過失に起因する故障については、年間１回までは、50万円の負担とする。

第４　契約書第４条に定める作業報告書の様式

別添のとおり